

災害時における災害支援業務に関する協定



奈義町（以下、「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下、「乙」という。）は、地震や豪雨等の大規模災害により、甲が管理する上下水道施設が被災した場合における、当該施設の被災箇所調査、応急復旧及び災害査定等の資料作成などの業務（以下、「災害支援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において緊急的な災害応急対策を講じるに当たり、甲乙が協力し、甲が管理する上下水道施設における被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（災害支援業務の実施範囲）

第2条 災害支援業務の実施範囲は、甲の管理する上下水道施設における災害発生箇所に対して、甲が要請した範囲を対象とする。

（災害支援業務に関する要請）

第3条 甲は、災害時において甲の管理する上下水道施設が被災し、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し災害支援業務の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の甲からの要請があった場合、できる限り速やかに乙を構成する会員（以下、「会員」という。）から、災害支援業務に協力が可能な会員を災害支援協力可能会員通知書（様式第1号）をもって甲へ通知するものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が災害支援業務を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲は、前項の乙により通知された会員の中から、災害支援業務の協力を要請する会員を特定するものとし、その結果を乙及び特定した会員（以下、「業務実施者」という。）に災害支援業務要請書（様式第2号）をもって通知するものとする。ただし、緊急の場合で文書をもって要請することができないときは電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

4 災害の状況等により甲が乙に連絡することができない場合又は緊急を要する場合は、甲は業務実施者に直接協力要請を行うことができるものとする。その場合においては、甲はその旨を後日乙に通知するものとする。

（業務の実施等）

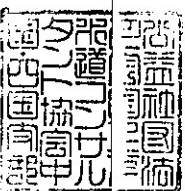
第4条 この協定に基づき協力要請を受けた業務実施者は、速やかに甲と協議を行い実施する業務範囲を確認し、業務委託契約を締結するものとする。

（費用負担）

第5条 前条の業務委託契約により業務実施者が災害支援業務を実施した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用の算定については、業務実施者の見積りを参考に甲の積算による。

（業務の報告）



第6条 業務実施者は、業務委託契約で交わした災害支援業務が終了したときは、速やかにその状況を災害支援業務実施報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施技術者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲及び業務実施者が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

（情報の共有と保護）

第9条 甲と乙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本水道協会、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び地方共同法人日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲と乙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年12月4日

甲 岡山県勝田郡奈義町豊
奈義町長 奥 正 親



乙 広島県広島市西区南観音7丁目13番14号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中国・四国支部 支部長 光井 謙二

